

- 議 長 日程第12「議案第26号令和7年度松田町下水道事業会計予算」を議題といたします。
- 町 長 町長の提案説明を求めます。
- 議 長 議案第26号令和7年度松田町下水道事業会計予算。
- (総則)第1条、令和7年度松田町下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。
- (業務の予定量)第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。
- (1) 接続件数、4,039戸。
- (2) 年間有収水量、94万9,100立米。
- (3) 1日平均有収水量、2,600立米。
- (4) 主要な建設改良事業、庶子1号マンホールポンプ1号ポンプ更新工事、484万円。
- (収益的収入及び支出)第3条、収益指揮収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業運転資金に充てるため、松田町一般会計から長期借入金1,100万円を借り入れる。
- 収入、第1款下水道事業収益2億5,110万3,000円、第1項営業収益1億1,464万3,000円、第2項営業外収益1億3,645万9,000円、第3項特別収益1,000円。
- 支出、第2款下水道事業費用2億7,627万円、第1項営業費用2億5,745万3,000円、第2項営業外費用1,773万7,000円、第3項特別損失108万円。
- (資本的収入及び支出)第4条資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,683万2,000円は、当年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填するものとする。)
- 収入、第3款資本的収入3,410万円、第1項企業債3,400万円、第2項負担金10万円。
- 支出、第4款資本的支出1億2,093万2,000円。第1項建設改良費2,285万円。第2項企業債償還金9,808万2,000円。

1 ページおめくりください。（企業債）第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

起債の目的、下水道事業。限度額、3,400万円。起債の方法、普通貸借または証券発行。利率、年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。償還の方法、政府その他金融機関の資金については、その融資条件による。ただし、据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上げ償還または低利に借り入れることができる。

（一時借入金）第6条、一時借入金の限度額は1,000万円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することができない経費）第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（1）職員給与費700万9,000円。

（他会計からの補助金）第8条、下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助金を受ける金額は、6,741万6,000円である。

令和7年3月4日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは御説明いたします。406、407ページをお願いします。当初予算内訳書、収益的収入及び支出の収入です。款1、下水道事業収益、項1、営業収益、目1、下水道使用料につきましては、受益者負担の原則にのっとり、公共下水道に接続されている皆様よりお支払いいただいた下水道使用料を集計したものです。令和6年度の実績により、前年度対比144万2,000円の減としております。

項の2、営業外収益、目3、他会計負担金につきましては、国の示す地方公営企業繰出金基準により交付税措置される元利償還金の所定の額を一般会計から繰り入れるものでございます。

目4、他会計補助金及び目5、補助金につきましては、雨水による内水氾濫により浸水が想定される区域図の作成に係るものでございます。汚水は下水道

で、雨水は一般会計で処理をすることが原則なのですが、この区域図は雨水に関するものでございますので、下水道事業会計で作成することになっておりますが、国庫補助金の2分の1と残りの半分は一般会計からの補助金として収入するものでございます。

目6、長期前受金戻入につきましては、国や県補助金等の当年度分減価償却の見合い分を収益化したもので、現金の動きはない収益でございます。

408、409ページをお願いします。支出です。公共下水道事業の維持に係る費用や日常的な業務委託でございます。款2、下水道事業費用、項1、営業費用、目1、管渠費につきましては、施設管理用に係る費用に係る委託料で、下水道流量計やマンホールポンプの保守点検や清掃に係るものでございます。このほか、本年度は内水浸水想定区域図を作成いたします。これは水防法の改定により想定最大規模、降雨時の雨水浸水想定区域を指定、公表するとともに、浸水想定区域を反映したハザードマップの作成が必要になったことによるものでございます。

目の2、総係費につきましては、職員給料など一般事務関係の費用でございます。節16、委託料にある下水道使用料徴収委託料につきましては、下水道使用料金の使用料の入金消し込み処理などは、上水道事業の事務に含まれているため、徴収に係る費用について上水道事業会計へ支出するものでございます。

節28、負担金の公営企業会計システム負担金につきましては、公営企業会計システムをクラウド整備設備で使用するための負担金でございます。

410、411ページをお願いします。目3、流域下水道管理運営負担金につきましては、酒匂川流域下水道の維持管理に係る負担金でございます。

目4、減価償却費につきましては、実際の支出は伴いませんが、資本的支出のための留保資金となるものでございます。

項2、営業外費用、目1、支払利息につきましては、公共下水道の管渠布設などの事業に対する企業債利息126件分の償還金でございます。

目2、消費税及び地方消費税につきましては、水道使用料等の収入に含まれる消費税でございます。

412、413ページをお願いします。資本的収入及び支出の収入です。ここからは4条予算の収支となります。款3、資本的収入、項・目ともに企業債につきましては、庶子1号マンホールポンプ更新工事、酒匂川流域下水道事業建設費負担金、世代間における維持管理に係る負担額を平準化させる資本費平準化債などに充てるものでございます。

414、415ページをお願いします。支出です。款4、資本的支出、項1、建設改良費、目1、管路建設改良費につきましては、污水管渠清掃委託料などの資産維持や取得に係る費用でございます。節22、工事請負費につきましては、主に庶子1号マンホールポンプ1号ポンプ更新工事に係るものでございます。

目2、流域下水道建設費負担金につきましては、償却設備修理工事や沈殿池汚泥かき寄せ機修理工事が主な工事でございます。

項2、目1ともに企業債償還金につきましては、企業債元金107件分の償還金でございます。

なお、398ページから404ページにキャッシュ・フロー計算書、損益計算書、貸借対照表、注記を、416ページ以降に給与費明細書、投資的事業の概要、債務負担行為に関する調書、企業債明細書を添付しておりますので、後ほど御高覧いただければと存じます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

9 番 井 上 1点お伺いします。ページでですね、401ページでですね、これは令和6年度の当初予定の貸借対照表、他会計借入金1,000万円、次の403ページで令和7年度では、予定貸借対照表2,100万円というふうになっています。これらでですね、会計的に会計運営として厳しいということだと思いますが、これらの原因ですね、例えば流域下水道事業のほうのですね、負担金が大分高額になっている。そういったことなのか、それともやはり下水道のインフラ整備としてですね、やはり管路の更新等の費用を進めていかなければいけないと。そういった原因なのかどうかということ、まずお伺いをいたします。

環境上下水道課長 まず、この借入れ部分につきましては、動力費の高騰と、あと流域下水道の

ほうの建設費の負担金が上がってきていることが主な要因でございます。以上です。

9 番 井 上 大分ですね、動力費、光熱水費等は大分上昇してきているということですが、そうしますとですね、ここで令和6年度で借入金1,000万、7年度では2,100万円というふうに予定をされています。これらに対応してですね、今後令和7年度以降はですね、これらの動力費とか流域下水道のほうの建設負担金は増えると思いますが、これらに対応してですね、どういうふうに下水道事業会計としては考えていくのか。分かりましたらお願いをしたいと思います。

環境上下水道課長 すみません、先ほどの件、使用料の収入も減少してくるというのも一つの要因でございます。下水道使用料も減ってきているというのが一つの要因でございます。

今後につきましては、先ほどのですね、403ページの2,100万というのは、令和6年度に1,000万借り入れるのと、令和7年度に1,100万借り入れる、その2つの累計になりますので、それが2,100万になります。

今後につきましては、金額的には6年度、7年度と同様に、このくらいの額は足りなくなるというふうには見込まれますので、借り入れることになると思いますが、それまでにですね、上水道、下水道と同じように見直し等を考えまして、それによって赤字を解消したり、借入れをなくすような方向に持っていかなければならないというふうに下水道事業会計も同じように考えております。以上です。

9 番 井 上 ありがとうございます。ちょっと1点ですね、下水道使用料の減収ということでですね、そういう説明ですよ、今、つけ加えられた説明としては。それらは上水道もですね、大分上水道の使用量が減っているということで聞いていますけれども、やはり上水道の使用量が減少していくことに対応してですね、下水道も大分節水とか、機械のほうの節水等が対応されているというふうな話も聞きますので、その上水道の使用量が減少していくことに伴って使用料が減っていくのかということのちょっと確認だけね、させてください。

またあと今後の対応ということで、やはり料金改定を検討するという事で、

という回答だったと思います。この検討につきましては、令和7年度からですね、実施されるのか、その2点をお伺いをいたします。

環境上下水道課長 使用量の減少は、人口の減少に伴いまして上水道が…上水道に関しても人口が減っているのと同じで、下水道も人口が減ればその分、同じように使用量も減るということで、同じでございます。

議 長 あと、いつからですね。

環境上下水道課長 審議会につきましては、まだいつからというのは決めてないんですが、できるだけ早めに上水道、簡易水道の水道の審議会と同時に進めたいと考えております。以上です。

9 番 井 上 今後の動きとしてはですね、審議会にかけると検討するということで、理解をしました。

人口の減少なんですけれども、前々からですね、ちょっと人口の減少は取りあえず止まって、1万人ちょっとの段階で推移をしているというふうに聞いていますけれども、下水道とかね、上水道に係る部分の人口はどうか、ちょっと私としては分からないんですけれども、やはり人口が減少して、上水道・下水道の係る人口が減少しているということで理解してよろしいんでしょうか。

環境上下水道課長 はい、減少しているということでよろしい…でお願いします。

9 番 井 上 終わります。

議 長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第26号令和7年度松田町下水道事業会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議

長　　ここで暫時休憩いたしますので、休憩中に議員及び町長ほか補助説明者のみ
議会全員協議会を開催いたします。大会議室にお集まりください。

暫時休憩します。16時10分から全協ということをお願いします。

(15時55分)